

報告事項カ

「新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」の計画期間延長及び
「保護者・地域向けチラシ」について

「新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」の計画期間延長及び「保護者・地域向けチラシ」について、別紙のとおり報告します。

令和6年4月24日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

「新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」の計画期間延長及び 「保護者・地域向けチラシ」について

令和6年4月24日

教育人材開発課

1 概要

学校における働き方改革については、令和3年4月に策定した「新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」（以下「新カイゼンプラン」という。）に基づき各種取組を進めてきたが、計画期間の大半がコロナ禍であり十分な取組が行えなかったことから、令和6年3月までの計画期間を一部改訂した上で令和9年3月まで延長し、以降3年間、改めて学校における働き方改革を新カイゼンプランにより推進する。

また学校における働き方改革についての理解促進を図るため、別添のとおり「保護者・地域向けチラシ」を作成し、学校を通して保護者・地域の方への配布を行っていくとともに、教職員に対しても周知徹底を行う。

2 新カイゼンプランの計画期間延長及び一部改訂

(1) 延長後の計画期間

令和9年3月まで

(2) 改訂の概要

- ・取組内容に、「学校行事について、精選・重点化や準備の簡素化・省力化」を加える等、働き方改革を取り巻く現在の環境や取組状況を踏まえた修正を行ったこと。
- ・取組内容と取組主体の関係一覧を追記・修正し、主体ごとに取り組む事項を明確にしたこと。
- ・重点取組事項について、令和6年度以降重点的に取り組む内容を記載したこと。
- ・その他所要の改訂を行ったこと。

3 保護者・地域向けチラシの配布

(1) 保護者向け配布

- ・令和6年4月以降、マチコミメールを活用したデータ配布等（場合によっては紙配布）を予定。
- ・鳥取県高等学校PTA連合会長及び鳥取県特別支援学校PTA連合会長にも配布し協力を依頼。

(2) 地域の方向け配布

学校運営協議会等での配布を予定。

(3) 教職員への周知

職員会議や校内研修会での周知を実施。

新 鳥取県教育委員会 学校業務 カイゼンプラン

～ 前例を見直そう！

「そもそも」学校や教員の業務とは？ ～

令和3年4月
(令和6年4月改訂)

鳥取県教育委員会

新 鳥取県教育委員会 学校業務カイゼンプラン

～ 前例を見直そう！「そもそも」学校や教員の業務とは？ ～

学校や子どもたちをとりまく教育環境が多様化、複雑化するとともに、学校に求められる教育課題が増加し、教職員の時間外業務が常態化する中、教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちへの教育活動を充実させるため、働き方改革を進めています。

これまで、平成30年3月に策定した「学校業務カイゼンプラン」、令和3年4月に策定した本「新 学校業務カイゼンプラン」の取組を進めてきており、取組前から時間外業務時間や長時間勤務者は大きく減少し、一定の成果を得ているところです。

一方、文部科学省が時間外業務時間を月45時間以内、年間360時間以内とする指針を告示し、鳥取県でもそれを踏まえた上限時間を定める規則や方針を策定しており、遵守に向けた取組が必要です。また、令和5年8月には中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会から、教師を取り巻く環境整備について緊急提言が出されるなど、働き方改革の重要性は更に高まっています。

働き方改革には特効薬があるわけではなく、それぞれの業務について、新たな視点、要素による構造的な改革や工夫を積み重ねていくことが必要です。そのためには、これからも日々の業務において、「そもそも」をキーワードに前例にとらわれない発想を持って進めていくことが重要です。

- 📌 「そもそも」その業務は必要？？
- 📌 「そもそも」学校（教員）が行わなければいけない業務？？
- 📌 「そもそも」そのやり方（書面・アナログ・対面）でやらなければいけない業務？？

（計画期間：令和9年3月まで）

目的

**教員がこれまでの働き方を見直し、教員がこれまでの学校教育の蓄積と向かい合っ
て自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、
自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行う。**

※「児童生徒のためであればどんな長時間勤務も良しとする」という働き方により、教員が疲弊していきるのであれば、児童生徒のためにはならない。

※学校教育の高い成果が、教員の長時間にわたる献身的な取組の結果によるものであれば、持続可能なものとは言えず、意欲と能力のある人材が教員を志さなくなる。

目標

時間外業務が月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者の解消

（参考）これまでの長時間勤務者の人数、全教職員に占める割合の推移

校種	月45時間超人数(※1)				年間360時間超人数		
	R1(※2)	R2	R5見込	R2→R5 比較	R2	R5見込	R2→R5 比較
小学校	809.0人 (37.1%)	544.3人 (21.5%)	434.2人 (17.5%)	△110.1人 (△4.0pt)	1,201人 (47.4%)	1,003人 (40.5%)	△198人 (△6.9pt)
中学校	623.0人 (48.8%)	329.4人 (23.1%)	329.4人 (23.9%)	±0.0人 (+0.8pt)	689人 (48.4%)	634人 (45.9%)	△55人 (△2.5pt)
義務教育学校	33.0人 (47.8%)	31.2人 (26.9%)	33.0人 (20.0%)	+1.8人 (△6.9pt)	63人 (54.3%)	80人 (48.5%)	+17人 (△5.8pt)
高等学校	242.6人 (18.1%)	53.7人 (4.2%)	62.3人 (4.6%)	+8.6人 (+0.4pt)	165人 (12.9%)	187人 (13.7%)	+22人 (+0.8pt)
特別支援学校	17.0人 (2.3%)	5.8人 (0.8%)	17.9人 (2.5%)	+12.1人 (+1.7pt)	24人 (3.5%)	53人 (7.5%)	+29人 (+4.0pt)

集計対象：教職員（管理職、事務職員、常勤講師を含む。会計年度任用職員は含まない。）

※1：1ヵ月当たりの平均人数（年間延べ人数÷月数）

※2：令和元年度、小・中・義務教育学校は9月単月実績を参考記載

学校業務カイゼン活動 取組内容

学校業務カイゼンプランにおいては、以下のような取組を柱に、学校業務カイゼン活動を進めていくこととします。

1. 業務カイゼンを推進するための枠組みや体制の整備

① 取組推進体制の整備

- ・外部有識者や全校種の校長、市町村教育委員会の代表を委員に含めた「学校業務カイゼン活動推進検討会」において、国の動き等を踏まえつつ、校長会や教育長会とも連携を図りながら、具体的な取組内容や推進体制等について、全県的な視点で検討します。

② 管理職員の時間管理意識の向上

- ・管理職員向け研修の開催や、新任校長研修等管理職員等に対する研修会等において、学校現場への働き方改革の推進に向けた研修を行います。

③ 教育委員会等による調査、会議、研修等の見直し

- ・学校に対する調査の調査項目の削減、全校調査から抽出調査へ変更などの見直しを行います。
- ・教育委員会主催の会議の必要性の再点検、複数の研修の統合、オンラインの活用（ICTを活用した合理化）などの見直しを行います。
- ・学校現場での業務適正化に向け、学校に依頼する業務や学校に関係する事業内容の一層の見直しが行えるよう、教育委員会事務局職員のより一層の意識向上を図ります。
- ・首長部局・関係団体から学校に依頼される調査等について、実態把握・検討の上、精選・簡素化が図られるよう働きかけを行います。

④ 県内外の優良取組事例の収集・全県展開

- ・業務削減効果の大きな優良事例を収集し、全県展開を行います。

⑤ 長時間勤務者の確実な把握と対策

- ・出勤時間及び時間外業務時間を給与・勤怠管理システムにより把握し、教職員の時間外業務時間をシステムにより客観的に計測します。
- ・時間外業務時間が月45時間、年360時間（月平均30時間相当）を超える長時間勤務者の把握を適切に行い、月80時間を超える長時間勤務者に対する産業医又は健康管理担当医による面接指導を実施します。
- ・教育職員の時間外業務時間が上限時間を超えた場合には、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うなど長時間勤務解消のための対策に取り組みます。

⑥ 勤務時間や休日の確保の意識向上

- ・「帰らぬDay」（定時退勤日）や、会議や研修、部活動のない一斉退勤日を校内で設定し、早期退勤に関する取組を徹底します。
- ・休憩時間を適切に確保することが可能となるような取組や体制の整備を行います。
- ・学校における業務削減の意識を高め、休暇を取得しやすい環境を整備する取組の一環として、夏季休業中に対外業務を行わない日（対外業務停止日）を設定します。
- ・家庭及び地域における体験的活動その他の学習活動のための休業日（体験的学習活動等休業日）の全県的な導入により、教員にとって、年次有給休暇を取得すれば連続する休日を創り出せる環境の構築を図ります。

2. 教員以外の人材の活用、配置

① 学校及び教員が担う業務の適正化

- 平成31年1月に中央教育審議会答申で示された「これまで学校・教師が担ってきた代表的業務の在り方に関する考え方」を参考とし、「教員が専門性を発揮できる業務であるか」「児童生徒の生命・安全に関わる業務であるか」といった観点から、その業務の担い手について検討を行います。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤ 調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥ 児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦ 校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧ 部活動 (部活動指導員等) ※ 部活動の設置・運営は法令上の業務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨ 給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩ 授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪ 学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫ 学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬ 進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

- 教員の働き方改革を進めるに当たり保護者、地域に理解・協力いただくため、積極的な広報活動を行います。
- P T A協議会をはじめとした関係団体との意見交換も行いながら、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）などを活用しつつ、保護者や地域との適切な役割分担を進めます。

② 学校事務職員の校務運営への参画の推進

- 法制化された学校共同事務室の活用や、各種システムの導入等により事務処理の効率化を図りつつ、教員の事務負担の軽減や事務職員の学校運営への支援・参画の拡大等を積極的に進めます。

③ 「教員業務支援員」の配置と有効活用による事務業務の軽減

- 授業準備や印刷業務など、教員の事務的業務をサポートする教員業務支援員を配置するとともに、効果的に活用するための体制を整備し、教員の事務負担を軽減します。
- 教員業務支援員との協働を契機に、業務の内容や進め方を見直します。

④ 部活動における「部活動指導員」及び「外部指導者」の配置と有効活用

- 部活動を要因とする長時間勤務者の負担軽減のため、部活動の単独指導・引率が可能な部活動指導員を配置します。
- 地域人材等を活用して部活動の単独指導が可能な外部指導者の確保に努め、効果的に活用するための体制を整備します。

3. 業務の見直し・削減

① 学校における業務削減・効率化による事務業務短縮（行事・会議・分掌見直し等）

- 2①の視点を踏まえ、教職員が担う業務の削減に向けて、そもそもの必要性が低下し、慣習的に行われている学校行事・校内研究会等を抜本的に見直すとともに、早期の計画立案等による組織的な運営や、会議の集約化・会議時間の上限設定、外部委託を行うなど、効率化を図ります。
- 学校行事の教育的価値を検討し、教育上真に必要とされるものへの精選や重点化を図るとともに、事前準備や運営の簡素化・省力化を進めます。
- 各教職員の時間外業務の状況等も勘案しながら、毎年度校務分掌の整理・統合等の見直しを行い、業務の削減・効率化及び業務量の平準化を図ります。

② ICT等の活用による業務の削減、効率化推進

- ・平成30年度から県内全ての市町村立学校で導入された学校業務支援システムや業務でのクラウドサービスの活用を促進し、業務の効率化を進めます。
- ・各種配付文書、アンケート・調査など校務や学校運営で活用できる共通学習用ツール（Google Workspace）の利用を推進し、業務効率化を進めます。
- ・押印の省略や学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化を進め、迅速な情報共有を実現するとともに、学校・保護者等双方の負担軽減を図ります。

③ 勤務時間外の連絡対応等の体制整備

- ・外部からの問い合わせ等に備えた対応を理由に時間外勤務等を行うことがないように、緊急時の連絡方法を確保した上で、勤務時間外における外部からの電話等の対応を基本的に行わない取組（留守番電話の設定（録音機能の有無を問わない）、出欠連絡のデジタル化、メールによる連絡対応の体制整備等）を実施します。

④ 教職員の業務カイゼンへの参画

- ・管理職だけでなく、教職員一人ひとりが業務カイゼンに取り組むよう、教職員に対する研修など意識醸成の場を設定します。
- ・管理職が、校内において教職員間で業務の在り方や見直しなどについて改善策を議論する場を設定します。
- ・こうした取組を進めるため、衛生委員会の積極的な活用を進めます。

⑤ 教科担任制等の活用による学校教育活動の充実と負担軽減の両立

- ・現在導入が進んでいる小学校高学年における教科担任制を効果的に機能させることで、教育活動の充実とともに、教員の空き時間の創出や授業準備の軽減を図ります。
- ・加えて、各校種において「チーム担任制」など従来の制度に捉われない担任のあり方について研究を進め、担任業務の負担軽減や、多様な働き方を選ぶ教員の効果的な活用を図ります。

4. 部活動の在り方の見直し

① 部活動休養日、活動時間厳守の徹底

- ・関係競技団体等の協力も得ながら、全県的に部活動休養日の取組を徹底します。
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）
：週2日（平日少なくとも1日、土日のうち少なくともいずれか1日）
高等学校：原則週1日以上（土日のうちいずれか1日）
- ・1日の活動時間は、中学校については、長くとも平日2時間程度、休日3時間程度、高等学校については、原則として、長くとも平日3時間程度、休日4時間程度の活動を限度とします。
※特別支援学校の中学部、高等部についても同様とします。

② 部活動指導者研修会の開催

- ・部活動の在り方や効率的・効果的な指導方法について、全国の先進事例等を元にした研修会を開催します。

③ 部活動の地域連携・地域移行の取組の推進

- ・令和5年8月に策定した「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」に基づき、休日に活動している部活動の地域連携・地域移行の取組を進めます。なお、本県における部活動改革は、「地域移行型」を基本としていますが、直ちに地域での活動への移行が困難な場合は、学校や地域の状況に応じて、「拠点校（合同部活動）型」、「地域連携型」により、生徒の活動の機会を確保しながら「地域移行型」への取組を推進します。
- ・高等学校においても、合同部活動や地域連携等、新しい部活動の形態での実施を検討します。

<参 考>

このたび策定した学校業務カイゼンプランのほかに、これまで作成した手引き、各種方針及び文部科学省の示した働き方改革事例集等を併せて活用しながら、取組を進めていきます。

・「学校カイゼン活動の手引き」

学校改善モデル校として平成26年度に取組を実施した県立学校におけるカイゼン事例を元に作成（平成27年5月）。

・「全国の学校における働き方改革事例集」（文部科学省）

文部科学省が、どの学校でも取り組みやすく手の届きやすい事例を紹介するため、各教育委員会における働き方改革に係る好事例をとりまとめて作成（令和2年2月）。毎年度末に加筆修正等の改訂を実施。（直近：令和5年3月改訂）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00008.html



・「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、運動部活動が生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指し策定（平成30年12月）。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1151058.htm>



・「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」

平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、文化部活動が生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、分野、活動目的に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し策定（平成31年3月）。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/283375.htm>



・「県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」

令和2年1月に文部科学省が告示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」、令和2年3月に県教育委員会が策定した「県立学校の教育職員の業務量等に関する規則」に基づき、勤務時間の上限に関する方針を策定（令和2年3月）。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/291024.htm>



・「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、令和5年度から令和7年度までの3年間で「改革推進期間」と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を示したことを受け、県内の公立中学校等の休日における部活動の地域連携や地域移行の推進を目指し策定（令和5年8月）。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1151058.htm>



取組内容と取組主体との関係一覧

	鳥取県 教育委員会	市町村 (学校組合) 教育委員会	学校		地域・保護者
			管理職	教職員 (管理職以外)	
1. 業務カイゼンを推進するための枠組みや体制の整備					
① 取組推進体制の整備	○ 体制整備	○ 体制整備	○ 体制整備		
② 管理職員の時間管理意識の向上	○ 研修等開催	○ 研修等開催	○ 意識向上		
③ 教育委員会等による調査、会議、研修等の見直し	○ 見直し推進	○ 見直し推進			
④ 県内外の優良取組事例の収集・全県展開	○ 収集・展開	○ 収集・展開			
⑤ 長時間勤務者の確実な把握と対策	○ 把握・対策検討	○ 把握・対策検討	○ 把握・対策検討		
⑥ 勤務時間や休日の確保の意識向上	○ 体制整備	○ 体制整備	○ 校内体制整備	○ 意識向上	○ 理解・協力
2. 教員以外の人材の活用、配置					
① 学校及び教員が担う業務の適正化	○ 体制整備・広報	○ 体制整備・広報	○ 校内外調整	○ 校内外調整	○ 理解・協力
② 学校事務職員の校務運営への参画の推進	○ 事務効率化	○ 事務効率化	○ 事務効率化・移管	○ 事務職員の参画	
③ 「教員業務支援員」の配置と有効活用による事務業務の軽減	○ 配置・体制整備	○ 配置・体制整備	○ 有効活用	○ 有効活用	
④ 部活動における「部活動指導員」及び「外部指導者」の配置と有効活用	○ 配置・体制整備	○ 配置・体制整備	○ 有効活用	○ 有効活用	○ 理解・協力
3. 業務の見直し・削減					
① 学校における業務削減・効率化による事務業務短縮			○ 業務精選・効率化	○ 業務精選・効率化	
② ICT等の活用による業務の削減、効率化推進	○ 体制整備・事例展開	○ 体制整備・事例展開	○ 削減・効率化	○ 削減・効率化	
③ 勤務時間外の連絡対応等の体制整備	○ 体制整備	○ 体制整備	○ 校内体制整備	○ 効果的運用	○ 理解・協力
④ 教職員の業務カイゼンへの参画	○ 体制整備	○ 体制整備	○ 校内体制整備	○ 参画	
⑤ 教科担任制等の活用による学校教育活動の充実と負担軽減の両立	○ 体制整備	○ 体制整備	○ 校内体制整備	○ 効果的運用	
4. 部活動の在り方の見直し					
① 部活動休養日、活動時間厳守の徹底	○ 取組徹底	○ 取組徹底	○ 取組徹底	○ 取組徹底	
② 部活動指導者研修会の開催	○ 研修会開催				
③ 部活動の地域連携・地域移行の取組の推進	○ 取組推進・検討	○ 取組推進・検討	○ 校内体制整備・検討	○ 運用・検討	○ 理解・協力

重点取組事項

鳥取県教育委員会では、新 学校業務カイゼンプランにおける取組内容として、4つの取組の柱を挙げているところですが、そのうち、重点取組事項を以下のとおり定め、取組を強化していくこととします。

重点取組事項 1

取組 3－② ICT等の活用による業務の削減、効率化推進

【重点的取組】

GIGAスクール構想が進む中、ICT等の活用による校務のデジタル化、情報共有等による業務効率化を推進するとともに、更なる活用に向けた環境整備を行います。

- ・ 共通学習用ツール（Google Workspace）を利用した業務効率化の事例の蓄積・展開
- ・ 学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進
- ・ ICT等の活用による更なる効率化を可能とするためのネットワーク等の環境整備

重点取組事項 2

取組 2－① 学校及び教員が担う業務の適正化

【重点的取組】

令和5年8月に、中央教育審議会から出された緊急提言でも挙げられた「学校・教師が担う業務に係る3分類」の徹底に向け、保護者、地域の理解を得るための取組を行うとともに、学校運営協議会での熟議等、各学校等で協力を得るための好事例等の展開を図ります。

- ・ 保護者、地域に理解・協力いただくための積極的な広報活動
- ・ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用や地域学校協働活動の推進等を通じた保護者、地域との適切な役割分担の推進に向け、優良取組事例や具体的プロセスの展開

重点取組事項 3

取組 4－③ 部活動の地域連携・地域移行の取組の推進

【重点的取組】

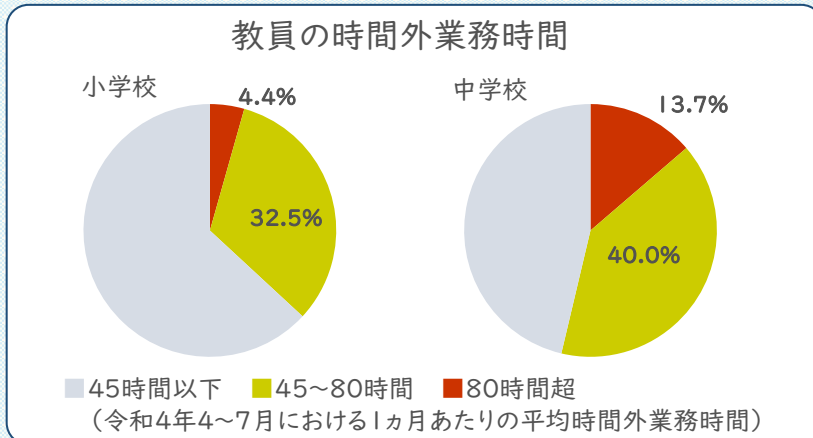
令和5年8月に策定した「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」に基づき、休日に活動している部活動の地域連携・地域移行の取組を進めます。

- ・ 公立中学校等における部活動について、学校や地域の状況に応じて、生徒の活動の機会を確保しつつ、学校及び教員の負担軽減を図るための合同部活動や地域連携といった新しい部活動の形態での実施について検討し、できることから着実に取り組みます。
- ・ 高等学校においても、合同部活動や地域連携等、新しい部活動の形態での実施を検討します。

鳥取県の子どもたちのため、 各学校での働き方改革に ご協力をお願いします。



☑ 現在、教員の長時間勤務は深刻な状況です。

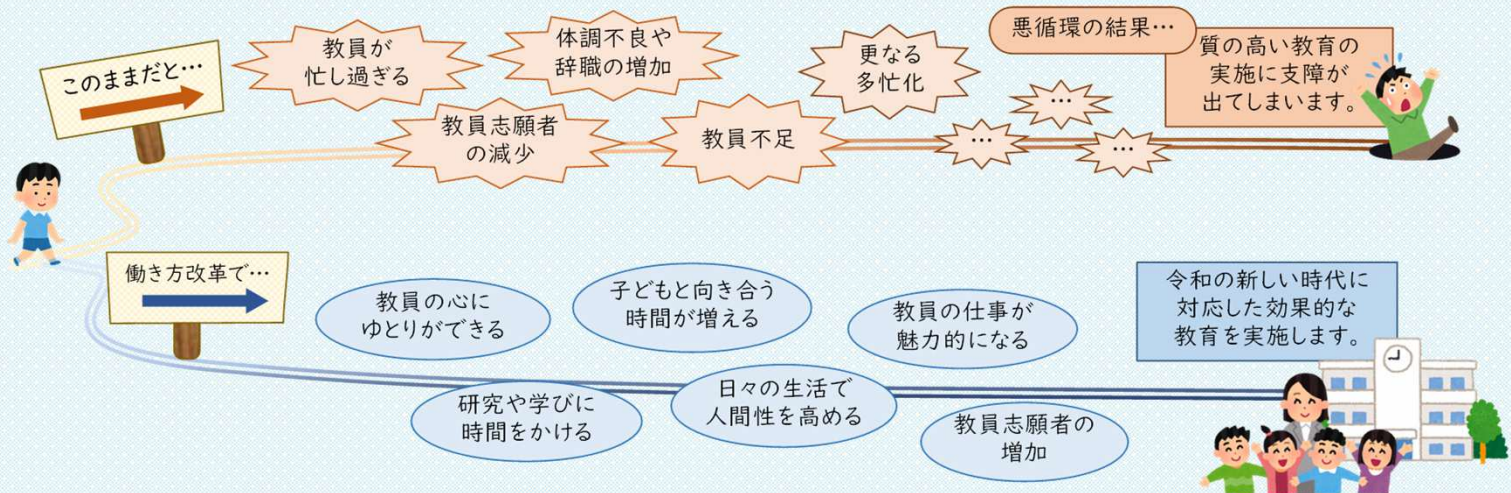


本来の勤務時間外に業務を行う時間が「過労死ライン」と呼ばれる月80時間を超える教員が数多くいます。

さらに法令では、時間外業務時間は原則として「月45時間を上限」とするよう定められており、対策が必要です。

文部科学省「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」をもとに作成

☑ このままだと、子どもたちに対して質の高い教育をできなくなって しまいます。働き方改革により状況を好転させ、新しい時代 に対応した効果的な教育を行うことを目指しています。



☑ 各学校で働き方改革に向け、学校・教員の業務を見直しています。 保護者・地域のみなさまの御理解・御協力をお願いします。

※詳しい内容は裏面をご覧ください。

令和5年8月に国から「教師を取り巻く環境は危機的状況にあると言っても過言ではなく、より持続可能な学校の指導・運営体制を構築していくためには、改めて教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要がある」という緊急提言が出されたところであり、鳥取県でも総力を挙げて働き方改革に取り組んでいます。

学校における働き方改革の主な内容

学校、教員が行っている業務や学校行事を見直しています。

保護者・地域のみなさまへ

- ◆ 学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てるため、地域学校協働活動等を通じ、子どもに関わる学校の活動について、保護者の方などとともに連携・協働や分担をお願いします。

(学校の活動に御協力いただいている例)

- 登下校の際の子どもたちの見守り活動
- 授業時間中や放課後における生活・学習支援
- 学校内の環境整備(草刈り・花壇整備等)



- ◆ 業務や行事の見直しにより、これまでのやり方とは異なる対応をすることもあります。御理解くださいますよう、お願いします。

国は、学校・教員が現在行っている業務について、「教員が専門性を発揮できる業務であるか」「児童生徒の生命・安全にかかわる業務であるか」といった観点から、役割分担を見直し、学校・教員が行う業務範囲の適正化を進める方針を示しており、鳥取県においても業務の分担の見直しを進めています。

また、学校行事についても、教育上真に必要な活動に注力するため、精選や統合、準備の簡素化を図っていきます。

現在学校が行っている業務	
教員が専門性を発揮し注力すべき業務	<ul style="list-style-type: none"> ・授業等による学習指導 ・校内における児童生徒への支援・指導 ・学校運営 など
教員の行うべき業務だが、負担軽減が可能な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事の準備・運営 ・給食時の対応 ・授業準備 など
学校の業務だが、教員以外でも行うことができる業務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の休み時間における対応 ・校内清掃 ・部活動 など
基本的には学校以外が行うべき業務	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校に関する対応 ・放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ・地域ボランティアとの連絡調整 など

これからも、注力して業務に取り組み効果的な教育活動を行っていきます。

精選や統合、準備の簡素化による負担軽減を図っていきます。

国は、これら3分類の業務について、役割分担や適正化を目指すこととしています。
家庭・地域の皆さまにも御協力いただき、教員が注力すべき業務に注力できる環境を作っていきます。

(平成31年1月25日 中央教育審議会答申を元に作成)

連絡手段のデジタル化、時間外における対応の見直しを進めています。

保護者・地域のみなさまへ

- ◆ 新たな連絡手段の導入(連絡手段のデジタル化)について、御理解をお願いします。
- ◆ 学校への連絡については、可能な限り勤務時間内に連絡いただく等、配慮をお願いします。

学校と保護者のみなさまの間での連絡手段のデジタル化は、双方にメリットがあり、全国的にも導入が進んでいます。鳥取県においても学校ごとにアプリの導入等によるデジタル化を進めています。

また、勤務時間外における早朝、夜間の電話等の対応は、留守番電話とするなど基本的には行わないこととしています。各学校で時間、方法等を設定し、お知らせしています。

導入例	従来の方法	デジタル化	保護者のみなさまのメリット	学校のメリット
日常のお便りの配布(学校→保護者)	書類による配布	メール等による送付	児童生徒の出し忘れや紛失が無くなり、確認しやすくなる	印刷、配布業務の大幅な削減 紙・インクの節減
欠席・遅刻の連絡(保護者→学校)	電話連絡	アプリ等で登録	当日に電話が繋がらない等の時間ロスが無くなる	電話対応時間の大幅な削減 随時状況把握が可能になる
アンケート等の実施(学校→保護者→学校)	紙による実施	GoogleForms等による実施	スマートフォン等でいつでも回答が可能となる	印刷、配布、集計業務の大幅な削減、効率化

他にも、「新鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」に基づき、各種取組を進めます。

詳しくはこちらをご覧ください → https://www.pref.tottori.lg.jp/gakkou_hatarakikata/

